

名称	概要	提出先・問い合わせ
大和市個人情報保護法の施行等に関する条例(案)	「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまでは国と民間、地方公共団体などで分かれていた個人情報保護制度が一元化されることに伴い、改正法の施行などに必要な事項を定めるもの	〒242-8601 市役所総務課情報公開係 ☎(260)5334 FAX(264)6074
大和市議会の個人情報の保護に関する条例(案)	来年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が地方公共団体に対して直接適用される一方、議会は適用対象外となるため、市議会独自の個人情報保護条例を制定するもの	〒242-8601 大和市議会事務局総務係 ☎(260)5502 FAX(262)2421
大和市ハラスメント防止条例(案)	市役所における職場環境の改善を目的として制定するもの	同議会事務局議事係 ☎(260)5503 FAX(262)2421
大和市デジタル・ガバメント推進指針(案)	進歩の著しいデジタル技術を行政に効率的に取り入れ、今後のデジタル社会に対応していくため策定するもの	〒242-8601 市役所デジタル戦略課 デジタル推進係 ☎(260)5363 FAX(261)4592

各条例・指針(案)にご意見を

共通事項

提出方法▼9月30日(金)(必着)まで

に、任意の書式に意見、住所、氏名を記載し、直接または郵送で各提出先へ。ファクスまたは市のホームページから可也。

就学時健康診断を実施

来年度小学校に入学する平成28年4月2日〜平成29年4月1日生まれの子どもを対象に就学時健康診断を実施します。この健康診断は、学校保健安全法に基づき実施するもので、身体発育や健康状態などを診断します。

対象者には「就学時健康診断のお知らせ」を9月上旬に発送します。お知らせに記載してある学校で受診してください。

受け付け時間▼いずれも午後1時30分〜50分(時間厳守)

持ち物▼就学時健康診断票(お知らせに同封)、子どもと保護者のマスク、上履き、履物を入れる袋。

※発熱などの症状が見られる場合は受診を控えてください。
※保護者の来校は1人のみとします。

とき	ところ(小学校名)	
9月 29日(木)	大野原	
10月	5日(水)	林間、上和田
	20日(木)	柳橋、文ヶ岡
	26日(水)	桜丘、西鶴間
11月	9日(水)	深見、下福田、引地台
	10日(木)	北大和、南林間
	17日(木)	草柳
12月	24日(木)	大和東
	30日(水)	渋谷、緑野
	7日(水)	福田

※受診する子はボタンが少なく、脱ぎやすい服装でお越しください。
■外国籍のお子さんの保護者の方へ
就学対象年齢の外国籍の子の保護者には「大和市立小学校への入学について」を発送します。入学を希望する場合は、入学手続きが必要です。10月3日(月)から10月31日(月)までに、お子さんと一緒に在留カードを市教育委員会学校教育課へお持ちください。

※「大和市立小学校への入学について」が届かない場合には、学校教育課☎(260)5208へお問い合わせください。

☎市教育委員会保健給食課保健給食係☎(260)5206 FAX(263)9832

9月10日は「屋外広告の日」

屋外広告は、人々にさまざまな情報を提供し、まちを活気づけますが、景観を構成する大きな要素であるため、無秩序に表示されれば、まちの景観を損ないかねません。

市は、まちの良好な景観を守るため「大和市屋外広告物条例」を定めています。一定の面積を超えた屋外広告物を表示する場合は、市の許可が必要で、広告主の皆さんはルールを守り、良好な景観作りにご協力をお願いします。詳しい基準などはお問い合わせください。

屋外広告物適正化キャンペーン

市は9月10日の「屋外広告の日」にちなみ、9月9日(金)に市内各地で屋外広告物適正化キャンペーンを実施します。これは、違反屋外広告物除却協力員や関係機関などの協力を得て、屋外広告物にかかわる諸制度の普及と良好な景観形成の促進を目的としています。市は今後も、違反広告物を掲げさせない環境作り、まちづくりを推進していきます。

違反屋外広告物除却協力員を募集

市は、登録した市民の皆さんが、貼り紙や立て看板など路上の簡易な

違反屋外広告物を除却する違反屋外広告物除却協力員を募集しています。活動内容▼2人以上のグループで、電柱、街灯、ガードレールなどに違法に表示された広告を除却(事前と事後に簡単な報告あり)

登録期間▼10月下旬ごろに開催予定の講習受講日(令和6年3月31日)の対象▼市内在住・在勤・在学の人で継続的かつ積極的に除却活動ができる人

申し込み▼10月14日(金)(必着)までに、登録申請書をファクスまたは郵送で〒242-8601市役所街づくり推進課へ。直接または市のホームページからダウンロードもできます。

※申請書は、同課、各学習センター、各分室・連絡所で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。
※報酬はありません。

☎市役所街づくり推進課街づくり推進係☎(260)5483 FAX(264)6105

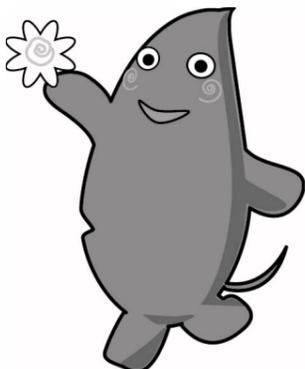
長寿を祝い、敬老祝品を贈呈します

市内在住者の長寿を祝い、健勝を願って敬老祝品を贈ります。敬老祝品は、9月中旬から順次お届けする予定です。

対象▶9月15日現在、1年以上市に住居登録があり、下表の年齢に該当する人。

年齢	生年月日
88歳	昭和8(1933)年9月16日〜 同9(1934)年9月15日
90歳	昭和6(1931)年9月16日〜 同7(1932)年9月15日
95歳	大正15(1926)年9月16日〜 昭和2(1927)年9月15日
99歳	大正11(1922)年9月16日〜 同12(1923)年9月15日
100歳以上	大正11(1922)年9月15日以前

☎保健福祉センター人生100年推進課 長寿福祉係☎(260)5611 FAX(262)0999



のホームページなどで公表する予定です(個々の意見には直接回答しません)。